

主要農作物種子法廃止後の対応案について

平成 29 年 12 月 15 日
生産振興課

1 対応方針

政府が「農林水産業・地域の活力創生本部」で決定した「農業競争力強化プログラム」のなかで、戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するとしている。

こうした体制整備に資するため、国は地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止した。

しかし種子法は、主要農作物の生産性・品質の向上や流通・加工・消費段階における信頼性の確保に一定の役割を担ってきたことから、県では原則これまでの体制を維持し、主要農作物の安定生産及び品質向上に寄与していく。

2 種子法廃止後も県が引き続き行う主な業務

- (1) 種子生産ほ場の指定及びほ場審査、生産された種子の生産物審査
- (2) 有用な品種を奨励品種として指定するための試験
- (3) 優良な種子の生産及び普及のための種子生産者等への技術的支援
- (4) 種子の安定供給のための種子計画の策定

3 種子法廃止後に変更等する主な業務

- (1) 種子審査員証の交付を廃止（年度毎に所属長からの報告制度へ変更）
- (2) 県以外の法人等が原種及び原原種を生産する場合の基準の策定
- (3) 埼玉県米麦改良協会が県へ報告する義務のあった種子配布実績等の期限を変更（これまでは国の要綱等で規定していたものを実態にあわせ変更）

4 国や関係団体への対応

- (1) 種子法廃止に伴って、県の取組みが後退することのないよう、県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むために、その財政需要について、引き続き地方交付税措置が行われるよう国に要望していく。
- (2) 県は、種子法廃止後もこれまでの体制を維持していくとともに、主要農作物の安定生産及び品質向上ができるよう関係団体と協力していく。